

協議第 29 号

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 3 月 17 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	23 - 8	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い（その 1） について
<p>1. 障害者福祉事業</p> <p>(1) 障害者福祉金については、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 障害者団体については、平成 17 年度から統合できるよう調整に努める。 補助金については、平成 17 年度から統一の方向で調整する。</p> <p>2. 民生事業</p> <p>(1) 民生委員・児童委員については、現行のまま新町に引き継ぐ。 補助金については、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。</p> <p>3. 在宅福祉事業</p> <p>(1) 在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成 17 年度から再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議